

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成21年3月19日付け松江市監査委員告示第4号で公表した松江市財政援助団体等監査の結果に基づき、松江市長及び松江市教育委員会教育長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成21年5月22日

松江市監査委員 小松原 操  
 松江市監査委員 児玉 泰州  
 松江市監査委員 板垣 亨

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1. 財団法人 松江市教育文化振興事業団                      (生涯学習課、スポーツ課)</p> <p>(1)各種事業の運営・実施にあたっては、外部意見を取り入れるなど創意工夫により、広く市民に親しまれる事業展開となるよう努められたい。</p> <p>(生涯学習課)</p> <p>(2)資金の運用にあたっては、金融機関等の情報収集を行い内容について検討され、リスク分散も考慮するなど安全性・有効性に留意されたい。</p> <p>(3)公益法人制度改革関連三法が平成20年12月1日に施行され、施行後5年以内の移行手続きが必要となる。認定基準及び事業内容等を精査のうえ、今後の団体のあり方や方向性について松江市と協議を行い、新制度への対応を進められたい。</p>	<p>1. 財団法人 松江市教育文化振興事業団                      (生涯学習課)</p> <p>(1)プラバホールの鑑賞事業をはじめとする各種の事業については、事業後のアンケート調査により参加者の意見を聞いたり、音楽企画委員会において次年度の事業を検討するなど、後の事業の取り組みに外部意見を取り入れています。今後も市民に親しまれる事業を実施するため工夫するよう指導しました。</p> <p>(スポーツ課)</p> <p>(1)市民の意見や協力をいただいている各種団体の意見を取り入れながら、市民に親しまれる事業になるように指導しました。</p> <p>(生涯学習課)</p> <p>(2)特に退職積金の額が大きく、現在は一金融機関のみに預けていますが、今後、状況を踏まえリスク分散について検討するよう指導しました。</p> <p>(3)新制度への対応について、松江市教育文化振興事業団と協議を重ね、検討して参ります。</p>
<p>2. 財団法人 松江体育協会                      (スポーツ課)</p> <p>(1)スポーツ教室・講習会等の自主事業については、加盟団体・行政との連携や外部意見を取り入れた企画・運営を検討するなど、創意工夫により設立目的に沿った事業展開となるよう努められたい。</p> <p>(2)公益法人制度改革関連三法が平成20年12月1日に施行され、施行後5年以内の移行手続きが必要となる。認定基準及び事業内容等を精査のうえ、今後の協会のあり方や方向性について松江市と協議を行い、新制度への対応を進められたい。</p>	<p>2. 財団法人 松江体育協会                      (スポーツ課)</p> <p>(1)加盟団体や、市民からの意見や要望を取り入れ、行政との連携を密にして事業を展開するよう指導しました。</p> <p>(2)現在、経営改善の取り組みを進められており、新制度に対応した公益財団法人への移行を見据えて、市と引き続き協議をおこなって行くよう指導しました。</p>

<p>3. 株式会社 サンライズ美保関 (観光文化振興課)</p> <p>(1) リラックスルームや隕石展示学習施設など各施設の利用者及び利用料収入が大きく減少している。今後の事業運営にあたっては、施設活用の方策を検討され、施設等の特徴を活かした事業の推進や地域密着による付加価値づくり、数値目標の設定や積極的なPRを行うなど、利用増進に向けた具体的な対策を講じ、経営の健全化を図られたい。</p> <p>(2) 温海水プール及び入浴施設等においては、監視体制や機器設備の点検など安全・衛生管理を一層徹底し、利用者の安全確保に努められたい。</p>	<p>3. 株式会社 サンライズ美保関 (観光文化振興課)</p> <p>(1) 施設の特徴を最大限に活かし、「宇宙の日」(文部科学省実施)作文絵画コンテスト実施館としての積極的PRや毎月第3日曜日の「しまね家庭の日」をとおして子どもたちの学習の場、家族や地域とのふれあいの場となるような魅力あるイベントの開催などにより施設の利用増進を図るよう、また、経営の健全化についても全職員が意識改革を行ない取り組むよう指導しました。</p> <p>(2) AEDの設置に併せ普通救命講習等の積極的受講や施設設備の清掃及び維持管理を徹底し、更に利用者の安全管理に努めるよう指導しました。</p>
<p>4. 財団法人 八雲開発公社 (観光文化振興課)</p> <p>(1) 決算に関する諸帳票について、改正後の公益法人会計基準様式と異なっているので今後改められたい。</p> <p>(2) ゆうあい熊野館の入湯者数以外は各施設とも利用者が減じており、事業収入も大きく減少している。今後の事業運営にあたっては、各施設の稼働率等の基礎的数値を把握したうえで詳細な現状分析を行い、数値目標の設定や積極的な営業活動を行うなど、利用増進に向けた具体的な対策を講じ、経営の健全化を図られたい。また、利用者サービスや料金設定について外部意見を聴取できるような仕組みづくりを検討されたい。</p> <p>(3) 温泉及びプール施設等においては、監視体制や機器設備の点検など安全・衛生管理を一層徹底し、利用者の安全確保に努められたい。</p> <p>(4) 公益法人制度改革関連三法が平成20年12月1日に施行され、施行後5年以内の移行手続きが必要となる。認定基準及び事業内容等を精査のうえ、今後の団体のあり方や方向性について松江市と協議を行い、新制度への対応を進められたい。</p>	<p>4. 財団法人 八雲開発公社 (観光文化振興課)</p> <p>(1) 決算に関する諸帳票については、平成20年度決算から改めるよう指導しました。</p> <p>(2) ホットランドやくもについては、子どもの発達や健康増進につながるような各種プール教室の充実拡大、星上山スターパークについては天体観測や里山を使った親子の体験学習など積極的なPRやイベントの開催により施設の利用増加を図るよう指導しました。また、利用者からのアンケートなど外部意見を積極的に取り入れサービスの充実を図り、今後経営の健全化に向けては全職員一丸となって取り組むよう指導しました。</p> <p>(3) 温泉及びプール施設等の安全管理については、職員研修の充実により意識を高め、施設設備の点検強化、安全管理の一層徹底を図るよう指導しました。</p> <p>(4) 今後の団体のあり方や方向性については、外郭団体検討委員会等で議論を深め、新制度への対応を図ってまいります。</p>